

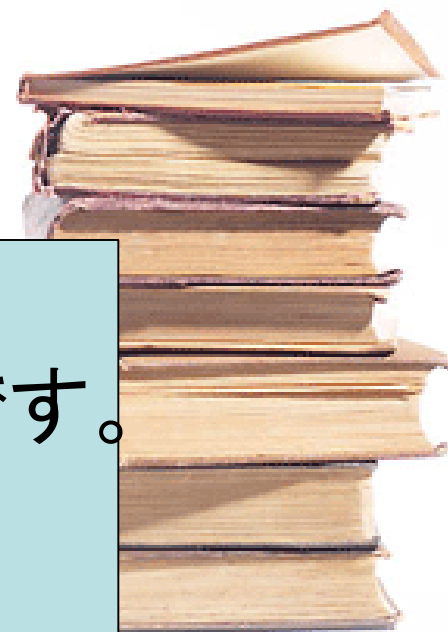
教科書 12～13ページ

2年 社会

1.国や社会のきまり

(2)働く人を守る法律

4/17発送の課題プリントの補足資料です。
読んで知識を深めましょう。



働くとは？

仕事をして、
給料（賃金）をもらうこと

- 働く人

= 労働者

- 給料を支払う立場の人

= 使用者

- 仕事と賃金などについて、はじめにする約束のこと

= 労働契約（雇用契約）

働く人を守る法律

①労働基準法

就職するときや働く人,
雇う人のルール

=労働条件に関する**最低基準**を
定めた法律

労働基準法の主な内容

- ・使用者は、労働者を解雇する場合^{かいこ}は、少なくとも**30日前**に予告をしなければならない。
- ・予告をしない使用者は、**30日分以上の平均賃金（解雇予告手当）**^{かいこ}を支払わなければならない。

労働基準法の主な内容

- ・使用者は労働者に、休憩時間^{のぞ}を除き**1週間に40時間**を超えて労働させてはならない。
- ・使用者は、1週間の各日については、労働者に休憩時間^{のぞ}を除き**1日8時間**を超えて労働させてはならない。

労働基準法の主な内容

- ・使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも**1回**の休日を与えなければならない。

働く人を守る法律

②最低賃金法

=最低賃金額の保障を定めた
法律

働く人を守る法律

③労働安全衛生法

＝労働者の健康と安全を守る
ためのルール

労働安全衛生法の主な内容

- ・安全で健康的に仕事ができるように職場の環境整備をする。
- ・労働者が健康に働けるようにする。(ストレスチェック、健康診断の実施など)

働く人を守る法律

④雇用保険法

離職^{りしょく}して新たな仕事が見つかるまでの
間もらえるお金についての法律

！注意！

離職すれば必ずもらえるわけではありません。
いくつかの条件があります。

また、毎月保険料を支払う必要があります。

雇用保険

• 受給するには、次の条件を全て満たす必要があります。

- ①積極的に就職しようとする意思がある。
- ②いつでも就職できる能力（健康状態・環境など）がある。
- ③積極的に仕事を探しているが、現在職業に就いていない。

雇用保険

- ・手続きはハローワークへ。
- ・いくらもらえるかは、年齢、^{りしょく}離職理由、働いた期間などにより異なります。

※おおよその目安

月の給料が約15万円程度

⇒11万円程度

働く人を守る法律

⑤健康保険

＝医療に必要なお金を補助する
制度

健康保険

- ・病気やケガによる医療費の自己負担額
- ・加入していると, →30%
- ・加入していないと, →100%

※雇用保険同様, 毎月保険料を支払う必要があります。

厚生年金保険

- ・毎月保険料を支払う必要があります。
- ・65歳からもらえます。

※今後、法律の改定で変更になる場合があります。

- ・もらえる金額は、保険料の金額や、加入期間によって決まります。

働く人を守る法律

⑦労働者災害補償保険法 ＝仕事の原因のケガ・病気の補償

- ・ 工作中または通勤中に負傷・疾病・障害・死亡等に遭ったときに保険給付を受けられます。

労働者を守る法律のまとめ

- ① 労働基準法
- ② 最低賃金法
- ③ 労働安全衛生法
- ④ 雇用保険法
- ⑤ 健康保険
- ⑥ 厚生年金
- ⑦ 労働者災害補償^{ほしょう}保険法